

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

## 前文

- 1 牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の表 15 の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「BSE」という。）は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病である。
- 2 本病は、1986 年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の 1992 年には 37,280 頭の牛で発生が確認された。  
また、本病は、1990 年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001 年 9 月に初めて本病の発生が確認され、これまでに 36 頭の牛で発生が確認されている。
- 3 しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少傾向にあり、我が国においては、飼料規制開始直後の 2002 年 1 月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。  
このような状況の中、我が国は 2013 年 5 月に、国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）から「無視できる BSE リスク」の国に認定され、我が国の BSE対策の有効性が国際的にも評価されている。
- 4 本病は飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止できると考えられているが、仮に、再度本病が発生し、まん延するような事態になれば、
  - ① 国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、
  - ② 牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
  - ③ 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
  - ④ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
  - ⑤ 国際的にも信用を失うおそれがある、ことから、今後も引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。
- 5 このため、牛の所有者と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係機関・団体は緊密に連携し、実効性ある防疫体制を維持する必要がある。
- 6 なお、本指針については、BSEの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

1 第1 基本方針

2 1 BSEは、通常、BSEプリオンに汚染された飼料等を牛が摂取する  
3 ことで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

4 このため、BSE対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実  
5 施が重要である。

6 したがって、牛の所有者、飼料製造業者、化製事業者等は、本病の特  
7 徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関  
8 する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料規制を適切に実施する  
9 必要がある。

10 2 近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が  
11 減少している。

12 しかしながら、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成  
13 14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく一定レベルの監  
14 視体制を継続する必要がある。

15 (1) これまでの検査の積み重ねにより、BSEプリオンに汚染された飼  
16 料等を摂取することが感染の原因とされるBSEとは異なる非定型B  
17 SEと呼ばれるBSEが確認されている。非定型BSEは、孤発性の  
18 疾病である可能性が示唆されており、世界的にも極めて少ない事例で  
19 はあるが、飼料規制等の対策にかかわらず発生する可能性があるため、  
20 万全を期す必要がある。

21 (2) 今後、何らかの要因によりBSEの感染リスクが遮断されていない  
22 事態が生じた場合に備える必要がある。

23 (3) 我が国のBSE対策の国際的な評価を得るためにも、一定レベルの  
24 BSE監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の  
25 輸出促進の観点等から「無視できるBSEリスク」の国のステータス  
26 を維持することが重要である。

27 3 このため、行政機関及び関係機関・団体は、次の役割分担の下、全て  
28 の牛の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生の予  
29 防と発生時に備えた準備に万全を期す。

30 (1) 国は、発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施す  
31 るとともに、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県に対し、  
32 必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平  
33 準化できるよう、指導及び助言を行う。

34 (2) 都道府県は、牛の所有者への指導を徹底するとともに、BSEの発  
35 生時に備えた準備を行う。

1 (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う牛の所有者への指導や発生  
2 時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。  
3 4 BSEの発生時には、的確な防疫対応により、まん延防止を図ること  
4 が重要である。

5 防疫対応を行うための経費については、法第58条から第60条までの  
6 規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっていること  
7 を踏まえ、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、的確な防疫対  
8 応を行う。

9 (1) 国は、的確な防疫対応等を定めた防疫方針（第5の2の(1)の防  
10 疫方針をいう。以下同じ。）の決定・見直しを責任を持って行うとと  
11 もに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、  
12 法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てする。

13 (2) 都道府県は、防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確に実行する。

14 (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力す  
15 る（都道府県が市町村又は関係団体に委託して防疫措置を実施する場  
16 合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対  
17 象となる。）。

18 5 BSEの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同  
19 居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺  
20 処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料  
21 規制上の問題の有無について検証することが重要である。

22 このため、行政機関及び関係団体は、発生時における的確なまん延防  
23 止措置や飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必  
24 要がある。

25 6 なお、国は、法第3条の2第3項の規定に基づき、必要に応じ、特定  
26 家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 27 第2 発生時に備えた事前の準備

### 28 1 農林水産省の取組

29 (1) 常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県、  
30 関係機関・団体等に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて  
31 公表する。

32 (2) 飼料規制の実効性を確認するため、関係機関・団体と連携し、定期  
33 的に飼料製造業者や化製場への立入調査等を行い、その結果を公表す  
34 る。

35 (3) 各都道府県のBSEの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必

1 要に応じて市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、  
2 全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、  
3 必要な改善指導を行う。

## 4 2 都道府県の取組

- 5 (1) 牛の所有者に対して、特措法第6条の規定に基づき、当該規定に該  
6 当する場合は、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農  
7 林水産省令第58号。以下「BSE規則」という。）第2条に定める  
8 場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第3の  
9 1の(1)のアの(ア)の検査が確実に行われていることを確認する。
- 10 (2) 日頃から関係部局と連携し、国や関係機関が行う飼料製造業者や化  
11 製場への立入調査等に協力する。
- 12 (3) 1の(1)により農林水産省から提供を受けた海外における発生状  
13 況に関する情報を、必要に応じ、電話、電子メール、ファクシミリ、  
14 郵送等により、全ての牛の所有者及び関係機関・団体に周知する。
- 15 (4) 牛の所有者ごとに、BSEが発生した場合の初動防疫に必要な情報  
16 (農場の所在地、飼養頭数、焼却施設の利用の可否等)を把握する。
- 17 (5) BSEの発生時に円滑な防疫対応を実施することができるよう、防  
18 疫対応に必要な人員の確保、衛生資材及び薬品等の備蓄、死亡獣畜保  
19 管場所の確保等を行う。

20 また、BSEの発生時における焼却施設の利用に関して、あらかじめ  
21 施設のリストアップを行い、当該施設及びその所在地を管轄する都  
22 道府県、市町村等と調整する。

- 23 (6) BSEの発生に備え、市町村、関係機関・団体との連絡窓口の明確  
24 化、地域の牛の飼養状況等の情報共有等を行い、連絡体制を整備する。
- 25 (7) 都道府県畜産主務課の防疫責任者が異動する場合には、十分な引継  
26 期間を確保する。

## 27 3 市町村及び関係団体の取組

28 2に規定する都道府県の取組に協力する。

## 29 第3 BSE監視のための検査

### 30 1 死亡牛検査等並びに異常牛の発見及び検査の実施等

#### 31 (1) 死亡牛検査及びその結果の報告

##### 32 ア 死亡牛検査

33 (ア) 都道府県知事は、特措法第6条第1項の規定に基づき届出された  
34 48か月齢以上の死亡牛について、当該届出に係る死亡牛の所有者  
35 に対し、特措法第6条第2項の規定に基づき、法第5条第1項の

1 規定により、家畜防疫員による検査を受けるべき旨を命令し、以  
2 下の a から c に分類した上で、当該検査を実施する。

3 この場合、当該検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年  
4 農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条第 2 項及び別表  
5 第 1 の規定に基づき、エライザ法による検査とする。

6 a 生前に（2）のアの（ア）に示す特定臨床症状を呈していた又は  
7 呈していた可能性が高い牛

8 b 生前に歩行困難、起立不能等であった牛又は上記 a 以外の理由に  
9 よりと畜・解体禁止となり、死亡し、又はとう汰された牛

10 c 上記 a 及び b に該当しない牛

11 (イ) B S E 規則第 2 条各号の規定に該当する場合については、48 か  
12 月齢以上の死亡牛であっても、特措法第 6 条第 1 項の規定に基づ  
13 き届出を行う必要がないとされているが、都道府県は、可能な限  
14 り、以下のもの（法第 16 条の規定に基づきと殺されたもの及び病  
15 原体が散逸するおそれがあると家畜防疫員が判断したものを除  
16 く。）は（ア）と同様の検査を実施することとする。ただし、B  
17 S E 規則第 2 条第 6 号の場合を除く。

18 a 48 か月齢以上の死亡牛であって、生前に（2）のアの（ア）に  
19 示す特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

20 b 48 か月齢以上の死亡牛であって、生前に歩行困難、起立不能等  
21 であったもの

22 c 48 か月齢以上の死亡牛であって、法第 16 条に掲げる疾病以外の  
23 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜で死亡し又は殺処分されたもの及  
24 び届出伝染病にかかっている又はかかっている疑いがあるもの

25 d 48 か月齢未満の死亡牛であって、生前に（2）のアの（ア）に  
26 示す特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの

27 e そのほか、家畜防疫員が必要と認めた死亡牛又は淘汰された牛  
28 （48 か月齢未満であって、（ア）の b に該当する牛等）

#### 29 イ 死亡牛の検査結果の報告

30 都道府県は、法第 5 条第 1 項の規定に基づき実施した B S E 検査の  
31 結果について、死亡前の臨床症状の情報を含め、毎月 20 日までに、  
32 農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）  
33 に報告する。ただし、エライザ法で陽性が認められた場合は、その都  
34 度、動物衛生課に報告するものとする。

#### 35 (2) 異常牛の発見及び検査の実施

1 ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

2 都道府県は、次の場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場又はと  
3 畜場に派遣するとともに、動物衛生課に状況を報告する。

4 また、都道府県は、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び牛の  
5 死体等の移動自粛等の必要な指導を行う。

6 (ア) 牛の所有者又は獣医師から、農場段階において治療に反応せず、  
7 興奮しやすい症状、搾乳時の持続的な蹴り、群内序列の変化、ド  
8 ア、門若しくは柵におけるためらいなどの進行性の行動の変化又  
9 は感染症の症状がなく進行性の神経症状（以下「特定臨床症状」  
10 という。）を呈する牛がいる旨の通報を受けた場合

11 (イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等  
12 の神経症状等により、と殺・解体禁止となった牛がいる旨の通報  
13 を受けた場合

14 イ 都道府県による臨床検査等

15 (ア) 家畜防疫員は、アの（ア）の農場又はアの（イ）のと畜場におい  
16 て、異常牛（アの（ア）又は（イ）の通報を受け、家畜防疫員が  
17 特定臨床症状を呈するものと認めた牛をいう。以下同じ。）及び  
18 当該牛が飼養されていた農場の同居牛に対する徹底した臨床検査  
19 を実施する。

20 なお、臨床検査の際、可能な限り、デジタルカメラ等により動画  
21 を撮影する。

22 (イ) 家畜防疫員は、（ア）の臨床検査が終了し次第、当該農場若しく  
23 はと畜場又は最寄りの事務所において、過去の動物性加工たん白  
24 質の給与歴の有無、移動履歴、アの（ア）の通報に係る事項の状  
25 況、症状に関する報告等を含む調書を作成し、撮影した動画とと  
26 もに、速やかに都道府県畜産主務課に調査の結果を報告する。

27 (ウ) 都道府県畜産主務課は、（ア）の臨床検査の結果、BSE の感染を  
28 疑う場合には、直ちに動物衛生課に臨床検査の結果を報告すると  
29 ともに、当該牛が当該都道府県外の農場から当該都道府県の農場  
30 又はと畜場に出荷された牛である場合には、出荷農場が所在する  
31 都道府県畜産主務課（以下「出荷都道府県畜産主務課」とい  
32 う。）にも当該結果を連絡する。

33 また、（イ）の調査の結果、当該牛が12か月齢まで当該農場以  
34 外で飼育されていたことが判明した場合、動物衛生課は、当該飼  
35 育されていた農場が所在する都道府県畜産主務課に関連情報を速

1 やかに連絡する。

2 (エ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査の結果に基づき、動物  
3 衛生課と協議の上、経過観察の必要性について検討を行う。経過  
4 観察が必要と認められた牛については、家畜防疫員は、法第14条  
5 第3項の規定に基づき、21日を超えない範囲内で、移動の制限を  
6 指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、  
7 都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

8 また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡  
9 する。

10 (オ) 都道府県畜産主務課は、(ア)の臨床検査及び(エ)の経過観察  
11 の結果、当該牛がBSEに感染している可能性が高い場合、動物  
12 衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜(第4の2の(2)の疑似  
13 患畜をいう。以下同じ。)とし、法第20条の規定に基づく病性鑑  
14 定を実施する。

15 (3) (1)のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった場  
16 合の対応

17 都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課及び動物衛生課  
18 (加えて、必要に応じて出荷都道府県畜産主務課)に対して、(1)  
19 のアの検査又は(2)のイの(オ)の検査で陽性となった旨を連絡す  
20 るとともに、動物衛生課と協議の上、確定検査のため、検体(生及び  
21 ホルマリンで固定された延髄)を、我が国で唯一(5)の確定検査の  
22 ための診断機能を有する独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機  
23 構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に送付する。  
24 また、動物衛生課は、その旨を厚生労働省に連絡する。

25 (4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

26 (3)の検体を動物衛生研究所に送付する際には、都道府県又は出  
27 荷都道府県は、次に掲げる措置を講じ、その進捗状況を動物衛生課に  
28 報告する。

29 ア (1)のアの検査で陽性となった牛の死亡前の臨床症状を把握

30 イ 疑似患畜の焼却方法、同居牛の扱い、運搬方法等の検討

31 ウ 検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患畜となる可能  
32 性がある牛が特定された場合には、当該牛が飼養されている農場が所  
33 在する都道府県畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務  
34 課は、当該牛の移動を自粛するよう指導

35 (5) 動物衛生研究所による確定検査

1 動物衛生研究所は、（３）により都道府県から検体の送付があった  
2 場合には、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査  
3 を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。また、ウエスタ  
4 ンブロット法による検査では、非定型BSEか否かも確認する。

5 なお、動物衛生研究所はBSEの確定検査を行うため、BSEプリ  
6 オンを取扱うことが出来るBSL（バイオセーフティレベル。病原体  
7 等を取扱う実験室・施設に関する世界保健機関（WHO）による格付  
8 け。）３相当の施設を維持・管理するよう努めることとする。

## 9 2 厚生労働省による検査

### 10 （１）食肉衛生検査所におけるスクリーニング検査

11 都道府県畜産主務課は、都道府県食品衛生主務課から、と畜後のス  
12 クリーニング検査において陽性となった旨の連絡を受けた場合には、  
13 直ちに、動物衛生課、出荷都道府県畜産主務課及び当該牛から生産さ  
14 れたもの（枝肉、内臓、蹄等）が所在する都道府県の畜産主務課にそ  
15 の旨を連絡する。その後、関係都道府県では以下の措置を講じ、その  
16 旨を動物衛生課に報告する。

17 ア と畜場の所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

18 （ア）出荷農場の特定

19 （イ）当該牛から生産された枝肉、内臓、蹄等がと畜場外に搬出されて  
20 いないことの確認

21 （ウ）疑似患畜となる可能性がある牛を特定するための疫学調査

22 （エ）疫学調査の結果、検査を実施している牛の農場以外においても、  
23 疑似患畜となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛が  
24 飼養されている農場が所在する都道府県畜産主務課に連絡し、連  
25 絡を受けた都道府県は、当該牛の移動を自粛するよう指導

26 イ 出荷都道府県畜産主務課は、１の（４）と同様の措置を講ずる。

27 ウ 当該牛から生産されたものが所在する都道府県の畜産主務課は、次  
28 に掲げる措置を講ずる。

29 （ア）当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるも  
30 のの留保の指導、確認

31 （イ）汚染物品の焼却方法の検討

### 32 （２）厚生労働省による確定検査

33 動物衛生課は、厚生労働省による確定検査（（１）のスクリーニン  
34 グ検査で陽性となった後に行われる検査をいう。以下同じ。）の結果  
35 について、厚生労働省から連絡を受けた際には、速やかにと畜場の所



1 在する都道府県の畜産主務課及び出荷都道府県畜産主務課にその結果  
2 を連絡する。

#### 3 第4 病性等の判定

##### 4 1 病性の判定

5 農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。

##### 6 （１）第3の1の（２）のイの（ア）及び（エ）の結果を踏まえた病性の 7 判定

8 第3の1の（２）のイの（ア）の臨床検査及び第3の1の（２）の  
9 イの（エ）の経過観察の結果、BSEに感染している可能性が高い場  
10 合については、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生  
11 部会プリオン病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家  
12 の意見を踏まえ、結果を判定するものとし、判定後直ちに、動物衛生  
13 課から都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課及び厚生労働  
14 省にその結果を通知する。

##### 15 （２）第3の1の（５）及び第3の2の（２）の結果を踏まえた病性の判 16 定

17 動物衛生研究所における確定検査（第3の1の（５））及び厚生労働  
18 省による確定検査（第3の2の（２））については、農林水産省は、  
19 小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、結果を判定するものとし、判  
20 定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜  
21 産主務課及び厚生労働省にその結果を通知する。

##### 22 2 患畜及び疑似患畜の判定

23 1の病性の判定の結果に基づき、次の（１）のいずれかに該当する牛  
24 を患畜と判定し、（２）のいずれかに該当する牛を疑似患畜と判定する。

##### 25 （１）患畜

- 26 ① 動物衛生研究所による確定検査の結果、陽性と判定された牛
- 27 ② 厚生労働省による確定検査の結果、陽性と判定された牛

##### 28 （２）疑似患畜

- 29 ① 第3の1の（２）のイの（オ）において、病性鑑定が必要と判定さ  
30 れた牛
- 31 ② 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢  
32 になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、  
33 かつ、当該患畜と同じ飼料を給与されたもの（ただし、飼料の給与状  
34 況についての調査結果が得られない場合は、当該患畜の生まれた農場  
35 （牛群）において、当該患畜が産まれた日の前後12か月の間に生ま

れた牛)

- ③ 第3の1の(5)の動物衛生研究所による確定検査(ただし、第3の1の(2)のイの(オ)の検査に係る確定検査を除く。)又は1の厚生労働省による確定検査の結果、陽性とも陰性とも判定できず、他の検査の結果、小委の委員等の専門家の意見等を踏まえ、疑似患畜とすることが適当であるとされた牛

## 第5 病性等の判定時の措置

### 1 関係者への連絡

- (1) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地(市町村等)について、電話、電子メール、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 都道府県食品衛生主務課
- ② 当該牛の所有者
- ③ 死亡牛にあつては当該牛の死体を運搬した車両の所有者
- ④ 死亡牛にあつては当該牛の死体の保管施設及び採材施設
- ⑤ 当該都道府県内の関係市町村
- ⑥ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
- ⑦ 隣接の都道府県

- (2) 都道府県畜産主務課又は出荷都道府県畜産主務課は、動物衛生課から、牛が患畜ではないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該牛の所有者に連絡する。また、異状の原因の調査を行い、その結果について当該牛の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜(ただし、第4の2の(2)の②を除く。)である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省牛海綿状脳症防疫対策本部(以下「農林水産省対策本部」という。)を設置し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。

ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

- (2) 農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等必要に応じ、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① 国の防疫に関する方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

- ② 国の防疫に関する方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ 殺処分及び焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 小委に設置する疫学調査チーム

(3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第4の2の(2)の②を除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。

ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

(5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

(6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、生産者団体等との連絡体制を構築する。

(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

### 3 報道機関等への公表

(1) 農林水産省は、第4の2により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、都道府県及び厚生労働省（厚生労働省による確定検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。

ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

(2) (1)による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生労働省が同時に行う。

(3) 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市

1 町村等) までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

2 (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課  
3 で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。

4 (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

5 ① プライバシーの保護に十分配慮すること。

6 ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫作業の支障にな  
7 らないようにすること。

#### 8 4 防疫措置に必要な人員の確保

9 (1) 都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等必要に応じて、  
10 疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関  
11 する計画を立て、関係機関・団体の協力を得て、必要な人員を確保で  
12 きる体制を整える。

13 (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調  
14 査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家  
15 畜改良センター等の職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協  
16 議する。

#### 17 第6 発生農場等における防疫措置

##### 18 1 疑似患畜の殺処分等（法第17条等）

19 (1) 家畜防疫員は、第4の2の(2)の②の疑似患畜については、法第  
20 14条第1項の規定に基づき、当該疑似患畜の所有者に対し隔離を指  
21 示する。

22 (2) 都道府県知事は、当該疑似患畜の所有者に対し、法第17条第1項  
23 の規定に基づき、殺処分を命じる。

24 (3) 殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛  
25 の保管施設等で行う。

26 (4) 畜舎外で殺処分する場合には、患畜や疑似患畜が多数確認される場  
27 合等必要に応じ、次の措置を講じる。

28 ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

29 ② 牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

30 (5) 殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、鎮静剤又は麻酔  
31 剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮をした上で、  
32 原則として、放血により行う。

33 (6) 第4の2の(2)の②に該当する疑似患畜と認定された牛について、  
34 死亡牛の保管施設等で、第3の1の(2)のイの(オ)の病性鑑定の  
35 ための検査材料(脳)の採取を行い、病性鑑定を実施する。

1 (7) 都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者  
2 に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

## 3 2 患畜の同居牛の措置（法第 14 条等）

4 (1) 家畜防疫員は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、患畜の同居牛、  
5 生後 12 か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、  
6 患畜となるおそれがある牛の飼養者に対して、21 日を超えない範囲  
7 内で、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定  
8 臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

9 また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡す  
10 る。

11 (2) これらの牛について、BSEに感染している可能性が高い牛が確認  
12 された場合、動物衛生課は、小委に対して、法第 20 条の規定に基づ  
13 く病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実  
14 施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜と  
15 し、病性鑑定を実施する。

16 (3) 当該期間内において、特定臨床症状が確認されなかった場合は、当  
17 該牛を通常の見取りとする。

## 18 3 死体の処理（法第 21 条）

19 (1) 患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供され  
20 る場合を除き、焼却し、800℃以上で完全に灰となることを確認した  
21 後、埋却する。

22 (2) (1) の処理に際しては、次の措置を講ずる。

23 ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

24 ② 原料置場を他の製品等の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

25 ③ 焼却の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの  
26 経路を消毒する。

27 ④ 焼却が完了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

## 28 4 汚染物品の処理（法第 23 条）

29 (1) 法第 23 条第 1 項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤  
30 等 BSE プリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物  
31 品を汚染物品として焼却し、800℃以上で完全に灰になることを確認  
32 した後、埋却する。

33 ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国  
34 際受精卵移植学会 (International Embryo Transfer Society) の勧  
35 告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品

1 に当たらない。

2 (2) (1) に際しては、次の措置を講ずる。

3 ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

4 ② 原料置場を他の製品等の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

5 ③ 焼却の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの  
6 経路を消毒する。

#### 7 5 畜舎等の消毒（法第 25 条）

8 患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着してい  
9 ることが確認された場合、規則第 30 条の基準に従い、患畜又は疑似患  
10 畜が畜舎から搬出された後、少なくとも 1 回実施する。

11 また、消毒は、有効塩素濃度 2 % 以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を  
12 用いて行う。

#### 13 6 疫学情報の収集

14 都道府県は、動物衛生課から、第 4 の 1 の (2) 又は第 3 の 1 の  
15 (2) のイの (オ) により、牛が患畜又は疑似患畜（ただし、第 4 の 2  
16 の (2) の②を除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やか  
17 に、発生農場等における牛の飼養状況、給与飼料等情報を徹底して収集  
18 する。その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び関係機関と  
19 連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等  
20 を確実に把握する。

#### 21 7 牛の評価

22 (1) 牛の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のもの  
23 し、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。

24 (2) 評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑  
25 似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データ  
26 を用いて算出する。）を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、  
27 経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行  
28 う。

29 (3) 牛の所有者等は、殺処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とする  
30 ため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かる  
31 ように写真を撮影する。

#### 32 8 と畜場における発生時の措置

33 (1) 出荷都道府県は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜を特定し、  
34 疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。

35 (2) 患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を

1 講ずる。

2 ア 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその留保

3 イ 汚染物品の焼却方法の指示

#### 4 第7 発生の原因究明

5 本病のまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究  
6 明が重要である。しかしながら、本病は発生率が低く潜伏期間が長いと  
7 いう特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、  
8 感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が  
9 必要である。

10 1 農林水産省及び都道府県は、BSEの発生の確認後直ちに、患畜又は  
11 疑似患畜（ただし、第4の2の（2）の②を除く。）の生産地、飼料  
12 の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関す  
13 る調査を、関係都道府県、市町村、動物衛生研究所、独立行政法人農  
14 林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

15 この場合、本病は発生の機序など科学的に未解明な部分が残されて  
16 いることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を  
17 持たずに調査する。

18 2 農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置  
19 し、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行  
20 うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを  
21 行う。

#### 22 第8 研究の推進

23 BSEに関する研究については、これまで行われてきた研究により一  
24 定の成果が得られているものの、BSEプリオンの不活化技術など、依  
25 然として技術開発が求められている事項もあることから、農林水産省は、  
26 動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究所を中心に、他  
27 の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等  
28 に努める。

29 特に非定型BSEについては、孤発性である可能性が示唆されており、  
30 そのリスク管理の検討に必要な、感染性や検出技術の開発等に関する研  
31 究を進める。

32 あわせて、将来的な防疫措置の検討に資するため、研究結果や国内外  
33 の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進める。

#### 34 第9 その他

35 1 種牛など遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、

- 1 個別の特例的な扱いは、一切行わない。
- 2 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置
- 3 の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 4 3 農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究・開発を進め、その成
- 5 果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。